

## 新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内にある事業者及びその他法人が行う、新型コロナウイルス感染症の感染予防や感染拡大防止に関する取組に対し、新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、勝浦町補助金交付規則（平成7年勝浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、事業者とは町内に事業所を置く中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者（個人事業主を含む。）をいう。

2 この要綱において、その他法人とは特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人、医療法人、学校法人、農業法人、農業協同組合及びみなし法人をいう。

### (補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染対策として勝浦町内の事業者及びその他法人が行う感染拡大の防止に関する事業をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行う事業者及びその他法人で別表1に定める者とする。

### (補助事業実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は令和4年8月1日から令和4年12月23日までとする。

### (補助金の対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び交付額は、別表2に定めるとおりとする。ただし、国、県等の制度の対象となった経費、消費税及び地方消費税並びに振込手数料ほか類似する手数料等は対象外とする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、令和4年8月1日から令和4年11月30日までに新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）及び町長が必要と認める書類を添えて町長に提出することにより、交付申請をしなければならない。ただし、補助金の交付申請は1事業者1回までとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金交付決定の通知)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(変更の承認の申請等)

第10条 申請の内容に変更がある者は、補助事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)に収支予算書(様式第5号)及び町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業を完了したときは、速やかに新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に収支決算書(様式第7号)及び町長が必要と認める書類を添えて町長に提出することにより、実績報告をしなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第15条 補助対象者は、補助事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付の内容に違反したとき。
  - (3) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第 18 条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 15 条から第 18 条の規定は、前段に規定する日後も、なお、その効力を有する。

別表1（第4条関係）

対象者	条件	備考
中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勝浦町内に事業所を有すること</li> <li>(2) 町税等に滞納がない者</li> <li>(3) 勝浦町暴力団排除条例（平成24年6月26日条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。</li> </ul>	創業、設立が1年未満の場合も申請可能とする。
小規模事業者 （個人事業者を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勝浦町内に事業所を有すること（ただし、第一次産業を除く。）</li> <li>(2) 町税等に滞納がない者</li> <li>(3) 勝浦町暴力団排除条例（平成24年6月26日条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。</li> </ul>	
その他法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勝浦町内に主たる事務所を有する者</li> <li>(2) 町税等に滞納がない者（法人税が課せられていない者はこの限りではない。）</li> <li>(3) 勝浦町暴力団排除条例（平成24年6月26日条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。</li> </ul>	

別表2（第6条関係）

補助対象経費	交付額
感染防止のために購入する消耗品費 （マスク、消毒液、ビニール手袋等の購入費用）	補助金上限額3万円。（補助率10/10）

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

勝浦町長

申請者 住 所  
事業所の名称  
代表者名

連絡先  
担当者名

新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金の交付を受けたいので、新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額

金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 添付書類（見積書、確定申告書又は所得申告書等の写し）
- (3) その他町長が必要と認める書類

注意事項

※本書類の提出をもって、町税納税等状況を調査することについて同意することとする。また、事業を実施するにあたって必要となる、関係機関の許可は得ておくこと。

ほか、第4条に定める補助対象者の条件等を満たしていること。

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 事業の目的・内容

2 事業収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
計		

※支出の部の備考欄には予算額の明細を記入すること。

※予算額については消費税及び地方消費税を抜いた金額を記入すること。

様式第3号（第9条関係）

勝浦町指令企第 号  
年 月 日

年 月 日付けで申請のありました新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金の交付については、新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により次のとおり交付します。

年 月 日

勝浦町長

## 1 交付決定額

金 円

## 2 交付条件

- (1) この補助金の使用については、勝浦町財務規則、新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助事後に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を補助事業完了後5年間整理保存する。
- (3) 補助事業完了後は、町の指定する日までに事業実績報告書を提出すること。
- (4) 要綱第9条の規定に基づき、その他必要な条件を付する場合がある。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

勝浦町長

申請者 住 所  
事業所の名称  
代表者名

連絡先  
担当者名

新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金事業変更（中止）承認申請書

に要する経費の配分の変更  
補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、次のとおり関係書類  
の中止  
を添えて申請します。

- 1 補助事業名  
新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援事業補助金
- 2 補助金の交付指令番号  
年 月 日付け勝浦町指令企第 号
- 3 変更（中止）の理由
- 4 変更の内容
- 5 関係書類
  - (1) 収支予算書（様式第5号）
  - (2) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

収 支 予 算 書

（1） 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
計		

（2） 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
計		

※支出の部の備考欄には予算額の明細を記入すること。

※予算額については消費税及び地方消費税を抜いた金額を記入すること。

様式第 6 号（第 11 条関係）

年 月 日

勝浦町長

申請者 住所  
事業所の名称  
代表者名  
連絡先

新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援について、次のとおり完了しましたので、新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により報告します。

1 補助事業名

新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援事業補助金

2 補助金の金額

金 円

3 関係書類

- (1) 収支決算書
- (2) 添付書類（領収書、その他支払いが確認できる書類）

様式第7号（第11条関係）

収支決算書

（1） 収入の部

（単位：円）

区分	決算額	備考
計		

（2） 支出の部

（単位：円）

区分	決算額	備考
計		

※支出の部の備考欄には決算額の明細を記入すること。

※決算額については消費税及び地方消費税を抜いた金額を記入すること。

様式第8号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

勝浦町長

新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金の交付について、新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 補助金の名称 新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援事業補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 確定額 円

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

勝浦町長

住 所 \_\_\_\_\_  
申 請 書 事業所の名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

新型コロナウイルス感染防止対策支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定額の通知があった補助金について次のとおり請求します。

1 補助金の名称 新型コロナウイルス感染防止対策事業者支援事業補助金

2 請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

3 振 込 先 金 融 機 関 名 \_\_\_\_\_ 銀行、金庫、農協

支 店 名 \_\_\_\_\_ 支店

預 金 種 別 \_\_\_\_\_ 普通 ・ 当座

口 座 番 号 \_\_\_\_\_  
(右詰記入)

口 座 名 義 \_\_\_\_\_  
(カタカナ記入)